

コーポレートガバナンスと 内部統制・コンプライアンス



適正かつ効率的な業務執行を確保するため意思決定の透明性を高めるとともに、監視・監督機能が適切に組み込まれたコーポレートガバナンス体制を構築し、株主等ステークホルダーからの信頼に基づいた経営を行います。

内部統制については、不断の見直しによって継続的な改善を図り、より適正かつ効率的な体制の構築に努めます。

コーポレートガバナンス

伊藤忠商事は、監査役会設置会社です。監査役による適正な監査の実施を確保するため、社内重要会議への出席や監査部・会計監査人との連携等により、監査役が社内の情報を収集できる体制を整えるとともに、専任スタッフからなる監査役室が監査業務をサポートしています。

経営執行体制においては、ディビジョンカンパニー制を採用しており、総本社による総括管理のもと、7つのカンパニーが事業領域を分担し、市場・顧客のニーズに対応した自主経営を行っています。

また、社長を補佐する機関としてHMC (Headquarters Management Committee)を設置し、全社経営方針や重要事項を協議しています。更に、各種社内委員会では、各々の担当分野における経営課題について慎重な審査・協議を行い、社長及び取締役会の意思決定に役立てています。

内部統制

伊藤忠商事では内部統制の目的である①財務報告の信頼性、②業務の有効性及び効率性、③資産の保全、④法令等の遵守について、「開示委員会」「ALM委員会」「コンプライアンス委員会」を設置し、実効性のある内部統制を整備・運用しています。また、「内部統制委員会」では内部統制上の全社的課題や改善策を審議し、内部統制全体を総括管理しています。

● 内部統制報告制度への対応

伊藤忠商事では、連結ベースでの財務報告の信頼性をより高めるため、内部統制報告制度に対応する内部統制の構築を行っています。また、内部統制を評価する独立組織を設置し、内部統制の有効性を確認しています。確認の結果は関連部署にフィードバックされ、内部統制をより適切に整備・運用するための指針の作成に役立てています。当社ではこのように内部統制報告制度に対応するPDCAサイクルを構築し、内部統

制の強化に努めています。

[WEB コーポレートガバナンス・内部統制
http://www.itochu.co.jp/ja/about/governance/](http://www.itochu.co.jp/ja/about/governance/)

コンプライアンス

● グループの推進体制

伊藤忠グループでは、本社の各組織だけでなく、国内外のすべてのグループ会社においてもコンプライアンス責任者を配置し、各カンパニー等からの指示・支援のもと、それぞれのビジネスの特性・業態・所在地域の法制度などを考慮しながら、コンプライアンス強化に向けた仕組みづくり・教育研修・個別事案への対応等を行っています。

半期に1度全社一斉に実施しているモニター・レビュー等、さまざまな機会を捉え、各社の実施状況を確認しながらグループをあげて、より充実したコンプライアンス推進体制の強化に向け、改善を図っています。

● 2009年度の施策と今後の課題

2009年度には、グループ全役職員を対象にコンプライアンス意識調査を実施しました。これによりコンプライアンス浸透について実態を把握し、具体的な施策に役立てています。また、この意識調査結果を踏まえ各職場での自由討議を実施するなどして役職員全体の意識の向上を図っています。更に、既発生事案の傾向、意識調査の結果、モニター・レビューの結果等を踏まえてカンパニーごとに独自のコンプライアンス強化策を策定し実行に移しています。なお、教育研修面においては不正防止を目的とした教育研修を社員の階層別にきめ細かく実施しました。今後はこれらの施策を更に推進するとともに、海外やグループ会社に重点を置いたコンプライアンス強化にも努めていきます。

[WEB コンプライアンス
http://www.itochu.co.jp/ja/csr/compliance/](http://www.itochu.co.jp/ja/csr/compliance/)

コーポレートガバナンス・内部統制体制

(2010年6月末現在)

